

新居浜工業高等専門学校学業成績評価等に関する規程

昭和 52 年 4 月 1 日規則第 2 号

最終改正 令和 8 年 3 月 1 7 日

第 1 章 総則

第 1 条 この規程は、新居浜工業高等専門学校（以下、「本校」という。）学則第 14 条第 2 項の規定に基づき、履修方法、成績の評価、課程修了の認定等に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 定期試験及び追試験並びに再試験

第 2 条 定期試験は、各学期の期末に行う期末試験及びその中間に行う中間試験とし、いずれも一定の試験期間を定めて実施する。

2 授業科目の種類によっては、定期試験を行わないことがある。

3 試験の時間割は、その都度公示する。

第 3 条 追試験は、定期試験を受験できなかった者のうち、本科履修要覧（本校の本科における履修方法、成績の評価、課程修了の認定等に関し、教務委員会（新居浜工業高等専門学校教務委員会規程第 1 条に規定するものをいう。）の議を経て教務主事（新居浜工業高等専門学校学則第 9 条に規定するものをいう。）が決定した事項を掲載した文書をいう。以下、「履修要覧」という。）に掲げる要件を満たす者に実施する。

2 追試験を受験しようとする者は、別紙様式 1 の追試験受験願を提出しなければならない。

第 4 条 再試験は、未修得科目がある者のうち、履修要覧に掲げる要件を満たす者に実施する。

2 再試験を受験しようとする者は、別紙様式 2 の再試験受験願を提出しなければならない。

3 再試験は、令和 7 年度以降入学生適用の教育課程を受講する者に適用する。

第 3 章 課題演習

第 5 条 本校教員の指導の下で取得を奨励する英検等の技能審査又は資格試験を受験し合格した者には、課題演習 1 として単位を認定することができる。

2 前項の単位認定を受けようとする者は、別紙様式 3 の単位認定申請書を提出しなければならない。

3 課題演習 1 に関し、必要な事項は履修要覧に定める。

第 6 条 本校教員の指導の下で課題を学修し、一定の成果を挙げた者には、課題演習 2 として単位を認定することができる。

2 前項に掲げる一定の成果を挙げた者として当該学科の学科主任（新居浜工業高等専門学校運営組織規則第 13 条に規定するものをいう。）が認めた場合、学科主任は別紙様式 4 の単位認定申請報告書を提出しなければならない。

3 課題演習 2 に関し、必要な事項は履修要覧に定める。

第 7 条 第 5 条のほか、本校教員の指導の下で取得を奨励する英検等の技能審査を受験し合格した者には、履修要覧に定める所定の単位を認定することができる。

2 前項の単位認定を受けようとする者は、別紙様式 3 の単位認定申請書を提出しなければならない。

3 英検等の技能審査に関し、必要な事項は履修要覧に定める。

第4章 評価

第8条 学期成績は、授業科目ごとに定期試験の成績等を、授業計画（以下、「シラバス」という。）の「評価割合」に掲げた方法により、100点法で評価する。

第9条 学年成績は、学期成績を総合して評価する。ただし、前期又は後期のいずれか（以下、「半期」という。）で終了する授業科目にあつては、学期成績を学年成績とする。

第10条 学年成績は、優・良・可・不可とし、次の区分による。

優 80点以上

良 65点以上80点未満

可 60点以上65点未満

不可 60点未満

第11条 追試験の成績は、原則として80点満点をもって評価する。ただし、定期試験を欠席した理由が特別欠席にあたる場合は、100点満点をもって評価する。

第12条 再試験の成績は、100点満点をもって評価し、シラバスの「評価割合」に準じた評点60点以上をもって合格とし、合格となった場合は60点として「可」の評価をもって単位を認定する。

第13条 学生は、試験成績通知表に記載する授業科目の最終評価結果に対し異議のある場合は、その理由を記載した別紙様式5の成績評価・出欠等についての異議申立書により、異議を申立てることができる。

2 前項に掲げる異議申立ての期間は、申立てをする者が試験成績通知表を受領した翌日から起算して5日以内とする。ただし、土日祝日を除く。

3 第1項の申立てがあつた場合は、教務主事が当該科目担当教員と協議の上、学生への回答を行うものとする。

第14条 本校は、シラバスの「評価割合」に応じた成績評価の妥当性、試験問題の難易度等を確認するため、教務委員会が別に定める様式により、組織的に確認を行うものとする。

第5章 課程修了の要件等

第15条 授業科目は、30単位時間（1単位時間は50分とする）の授業、又は45時間の学修をもって1単位として計算するものとする。ただし、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第16条 次の各号のいずれかに該当し、第10条に定める評価が「可」以上の授業科目については、単位を修得したものと認める。ただし、第2号に掲げる場合において強い就学の意欲があるにもかかわらず、継続的な治療が必要な者については、欠席回数制限を緩和することができる。

(1) 欠席回数が「 $(\text{単位数} \times 15) \times 1/4$ 」を超えないこと。ただし、単位数が半期2単位の学修単位科目においては、欠席回数が「 $(\text{単位数} / 2 \times 15) \times 1/4$ 」を超えないこと。

(2) 病気等自己の責任に帰することのできない理由により連続して1週間以上欠席した場合については、欠席回数が「 $(\text{単位数} \times 15) \times 1/3$ 」を超えないこと。ただし、

単位数が半期 2 単位の学修単位科目においては、欠席回数が「(単位数 / 2 × 1.5) × 1 / 3」を超えないこと。

第17条 各学年の進級は、次の各号に掲げる条件を充足した者について、進級判定会議の議を経て校長が認定する。

- (1) 当該学年までの一般科目及び学科毎に開設された専門科目の修得単位数の合計が、別表 1 に定める累積単位数以上であること。
- (2) 一般科目及び学科毎に開設された専門科目のうち、必修科目を、当該開設学年で全て修得していること。
- (3) 第 1 学年から第 4 学年に開設されたコア科目は、第 4 学年修了時まで全て修得していること。このため、各学年において未修得のコア科目がある場合、該当のコア科目の追認試験の受験資格を有していること。
- (4) 第 1 学年から第 3 学年までは、当該学年に開設されている特別活動を修得していること。
- (5) 第 4 学年修了時まで一般科目 67 単位以上を修得していること。なお、「語学研修科目」、「課題演習」、「英検等の技能審査」、「特別課程」は進級に必要な単位として認められない。

第18条 卒業は、次の各号に掲げる条件（以下「卒業条件」という。）を全て充足した者について、卒業判定会議の議を経て校長が認定する。

- (1) 一般科目を 75 単位以上、専門科目を 82 単位以上修得しており、一般科目及び専門科目の修得単位数の合計が 167 単位以上であること。
- (2) 一般科目及び学科毎に開設された専門科目のうち、必修科目を全て修得していること。
- (3) 一般科目及び学科毎に開設された専門科目のうち、コア科目を全て修得していること。
- (4) 選択必修科目の修得上の条件を充足していること。

第19条 授業科目、当該学科・学年に開設されているものを全て受講することとするが、希望により他の学科・学年の授業科目を受講することができる。

第20条 原学年にとどめられた者は、次の各号に掲げる方法により修得しなければならない。

- (1) 第 1 学年から第 3 学年までは、原学年に開設されている全ての授業科目（同時開講科目にあつてはいずれか選択した科目をいう。）を再受講すること。
- (2) 第 4 学年及び第 5 学年については、原学年で修得した科目は、修得単位として認めるが、未修得科目を修得しようとする場合は、再受講すること。

第21条 第 1 学年から第 4 学年に在籍する者が学年末付けで退学及び学年修了認定を希望し、退学願（新居浜工業高等専門学校学生準則第 10 条に規定するものをいう。）とともに別紙様式 6 の学年修了認定申請願を提出した場合は、校長は、次の表左欄に掲げる修得総単位数（第 4 項の規定により届出のあった科目修了認定届において認定された単位を含む。）に応じ、同表右欄に掲げる学年の学年修了を認定することができる。

各学年末における第1学年からの修得総単位数	修了したものと認定する学年
28 単位以上	第1 学年
56 単位以上	第2 学年
84 単位以上	第3 学年
116 単位以上	第4 学年

- 2 科目修了の対象となる授業科目は、退学年度に受講した授業科目のうち、履修要覧に掲げる欠席回数の上限を超えず、学年成績が 50 点～59 点で不可となった当該年度の授業科目とする。ただし、退学時の在学学年以下で開講している授業科目に限る。
- 3 前項に掲げる授業科目について、補講、レポート提出、その他所要の指導により当該授業科目を修得したものと準ずる場合に限り、「可 (C)」として認定することができる。
- 4 第1 学年から第4 学年に在籍する者が、学年末付けで退学及び科目修了認定のみを希望し、退学願とともに別紙様式7の科目修了認定申請願を提出した場合は、校長は、次項の規定により届出のあった科目修了認定届に基づき、当該科目の修了を認定することができる。
- 5 第1 項及び第4 項に掲げる各別紙様式の提出があり、関係する科目担当者が所要の指導及び評価を施したうえで当該授業科目の修了を認定しようとする場合は、当該科目担当者は別紙様式8の科目修了認定届を校長に届け出るものとする。
- 6 第1 学年に在学し、かつ第17 条に掲げる進級判定会議の議を経て第2 学年への進級が認められた者が退学を希望する場合、第1 項の表左欄に掲げる修得総単位数に関わらず、第1 学年の学年修了を認める。

第6章 単位の追認等

第22条 追認試験は、未修得科目がある者のうち、履修要覧に掲げる要件を満たす者に実施する。

- 2 追認試験を受験しようとする者は、所定の期日までに別紙様式9の追認試験受験願を提出しなければならない。

第23条 追認試験は 100 点満点をもって評価し、令和6 年度以前入学者については追認試験 60 点以上の者を合格とし、令和7 年度以降入学者についてはシラバスの「評価割合」に準じた評点 60 点以上の者を合格とする。なお、合格となった場合は「可」の評価をもって単位を認定する。

第7章 不正行為

第24条 定期試験、追試験、再試験、追認試験において不正行為をした者は、当該試験期間に係る全授業科目（追試験にあつては当該科目の定期試験期間中の全科目）の成績を0 点とする。ただし、実験、実習、工学基礎研究及び実技を伴う授業科目については、この限りでない。

- 2 不正行為の内容は、履修要覧に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和52 年4 月1 日から施行する。
- 2 学業成績評価に関する規程（昭和37 年4 月23 日）は廃止する。

3 昭和 51 年度以前に入学した者及びこれらに相当する学年に転入学，編入学又は再入学した者にかかる課程修了の要件等については，この規程にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規程は，昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，昭和 55 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は，昭和 55 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は，昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は，昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 58 年度以前に入学した者及びこれらに相当する学年に転入学，編入学又は再入学した者にかかる課程修了の要件等については，この規則にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この改正規則は，昭和 63 年 3 月 17 日から施行し，昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規則は，平成 3 年 7 月 24 日から施行し，平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は，平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は，平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 13 年 6 月 1 日から施行し，平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規程は，平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 13 年度以前の学科入学生に係る各学年の課程の修了及び進級条件，卒業条件については，改正後の第 11 条及び第 12 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規程は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 21 日 一部改正）

- 1 この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前の入学生に係る修了及び進級条件については，第 11 条の規定に関わらず，なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日 一部改正）

この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 17 日 一部改正）

- 1 この規程は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前の入学生に係る卒業条件及び進級条件については，第 17 条及び第 18 条の規定に関わらず，なお従前の例による。

別表 1（第 17 条関係）

学年	1 年	2 年	3 年	4 年
累積単位数	2 5	5 7	9 1	1 3 0

備考 累積単位数には「語学研修科目」，「課題演習」，「英検等の技能審査」，「特別課程」の単位数は含めることができない。ただし，卒業に必要な単位数には含めることができる。

別紙様式 1

校 長		教 務 主 事		学 級 担 任		学 生 課 長		教 務 係 長	
--------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--

※専攻科の場合は「学級担任」欄に専攻主任の印

追 試 験 受 験 願

新居浜工業高等専門学校長 殿

下記の理由により、令和 年度 期定期試験を受験できなかったため、追試験の受験について、御許可くださるようお願いします。

令和 年 月 日

年度入学 学科・専攻 第 学年 (組)

学生氏名

記

追 試 験 日	時 限	科 目 名	科目担当教員氏名
月 日			印
月 日			印
月 日			印
月 日			印
月 日			印
月 日			印

(理 由)

- 備 考
- 1 病気の場合は医師の診断書を添付し、その他の場合は詳細に理由を記すこと。
 - 2 科目担当教員の押印を受けた後、学級担任（専攻科は専攻主任）を経て、学生課教務係へ提出すること。

別紙様式2

校 長		教 務 主 事		学 級 担 任		学 生 課 長		教 務 係 長	
--------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--

※専攻科の場合は「学級担任」欄に専攻主任の印

再 試 験 受 験 願

新居浜工業高等専門学校長 殿

下記のとおり再試験の申請をしますので、御許可くださるようお願いいたします。

令和 年 月 日

年度入学 学科・専攻 第 学年 (組)

学生氏名 _____

記

再 試 験 日	時 限	科 目 名	科目担当教員氏名
月 日			印
月 日			印
月 日			印
月 日			印
月 日			印
月 日			印
月 日			印

(注) 科目担当教員の押印を受けた後、学級担任(専攻科は専攻主任)の押印を経て、学生課教務係へ提出すること。

別紙様式3

校 長		教務主事		学生課長		課長補佐		教務係長	
-----	--	------	--	------	--	------	--	------	--

学級担任	
------	--

単 位 認 定 申 請 書

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

年度入学 学科 第 学年 (組)

学生氏名

下記のとおり英検等の技能審査又は資格試験に合格したので、単位認定について関係書類を添えて申請します。

記

1 技能審査又は資格試験（本科履修要覧 課題演習1 参照）の申請

合格技能審査・資格試験名	級又は種別	取得年月日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	

(注) 資格証明書(写) ※を添付し、記入の上、学級担任を経由して学生課教務係へ提出すること。

※原則として、免状の交付されるもの(危険物取扱者等)については、合格通知等ではなく、免状の写しを提出すること。ただし、実務経験が免状取得の条件になっているもの(第一種電気工事士等)については、合格通知等の写しをこれに代えることができる。

2 英検等の技能審査（本科履修要覧 英検等の技能審査 参照）の申請

合格技能審査名	級・スコア等	取得年月日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	

(注) 合格証明書(写) ※を添付し、記入の上、学級担任を経由して学生課教務係へ提出すること。

別紙様式4

校 長		教務主事		学生課長		課長補佐		教務係長	
-----	--	------	--	------	--	------	--	------	--

単 位 認 定 申 請 報 告 書

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

学科 _____

学科主任氏名 _____ 印

課題演習2における単位認定申請について、下記の学生は一定の成果を挙げましたので
ご報告いたします。

記

_____ について

学年	組	出席 番号	学生氏名	学年	組	出席 番号	学生氏名

注（１）専門科目として単位認定され、認定された評価は、優（A）となります。

（２）当該年度分については、終業日迄に必ず提出すること。

別紙様式 5

成績評価・出欠等についての異議申立書

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校
教務主事 殿

学年 年 組

学科(専攻)

学生氏名

連絡先

下記の理由により成績評価・出欠等について異議申立てを行います。

記

1. 対象科目名 : _____

2. 年 度 : 令和 年度

3. 対象試験 : 前期中間試験 ・ 前期末試験 ・ 後期中間試験 ・ 学年末試験
(○で選択)

4. 科目担当教員名 : _____

5. 異議申立てをする事由: 該当する事項を選択しチェックしてください。その他の場合は
下記の「申立の内容及び理由」に記載してください。

- (1) 成績の誤記入等, 科目担当教員等の誤りであると思われるため。
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして, 成績評価結果等に
疑義があると思われるため。
- (3) その他

申立の内容及び理由:

<事務処理欄>

受付年月日: 令和 年 月 日 (受付担当者氏名:)
科目担当教員への連絡: 令和 年 月 日 (連絡担当者氏名:)
本人への回答: 令和 年 月 日 (回答者氏名:)

別紙様式 6

校 長		教務主事		学級担任		学生課長		課長補佐		教務係長	
-----	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--

学 年 修 了 認 定 申 請 願

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

平成・令和 年度入学 学科 第 学年

学生氏名 _____

令和____年3月31日付で退学を希望するため、第____学年修了を認定していただきたいので、退学願を添付のうえ、申請いたします。

* 認定希望科目（学級担任欄）

50～59点科目を可として認定すれば、学年修了に必要な最低単位数（1学年 28単位、2学年 56単位、3学年 84単位、4学年 116単位）以上となる場合のみ認定希望科目を記入してください。

記

認定希望科目	単位数	認定希望科目	単位数	認定希望科目	単位数

修了総単位数（認定単位数を含む。） 合 計 _____ 単位

別紙様式 9

校 長		教 務 主 事		学 級 担 任		学 生 課 長		教 務 係 長	
--------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--

追 認 試 験 受 験 願

新居浜工業高等専門学校長 殿

令和_____年度に受講した下記未修得科目の追認試験を受験したいので、御許可くださるようお願いいたします。

令和 年 月 日

_____年度入学 _____学科 第 _____学年 (_____組)

_____学生氏名

記

科 目 名	科目担当教員氏名印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印

備 考

担当教員の押印を受けた後、学級担任の押印を経て、教務係へ提出すること。
インク又はボールペンを使用し、文字は楷書で明瞭に正確な科目名を記入すること。